

# 武雄市農業委員会

平成30年11月総会議事録

平成30年11月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成30年11月5日（月）  
（開会）13時30分 （閉会）15時35分

2. 場 所 武雄市役所 4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者 1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則		○	11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 経憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者  
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	4件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	14件
議案第4号	農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第5号	農業振興地域内、農用地からの除外について	
議案第6号	武雄市非農地証明について	3件
報告第1号	農地等形状変更届出について	2件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、平成30年11月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、1番 中尾和則より欠席の届け出があっております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委

員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

---

### 《議事録署名人指名・報告事項》

---

**会 長** 皆様こんにちは。事務局長が申しましたように、ただ今から平成30年1月の農業委員会総会を開催いたします。

(時勢報告等のあいさつを省略)

本日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。その後には1件の報告事項がございます。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を、3番 末藤委員、8番 田代委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

**事務局** まず「1. 武雄市農業委員会 事業報告 平成30年10月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。主なものとしては、10月15日に佐賀県農業会議の常設審議会が開催され、武雄市の2案件について意見聴取を行いました。10月29日に調査委員会開催し、転用申請案件2件について審査を行いました。

次に「2. 総会審議後の県許可の状況」についてご報告します。新幹線工事や複線化に伴う一時転用の許可が出ております。10月総会で審議いただいた分は1件の許可が出ております。

次に「3. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書」についてご報告します。相続により農地を取得した場合には、農業委員会に対して届出が必要です。資料には今年の1月以降の届出件数について記載をしております。

次に「4. 転用許可後の地目変更依頼について」報告します。

過去に農地転用の許可を受けたが、その後に地目変更の登記が行われずに、登記簿の地目が農地のままになっている土地については是正が必要です。事務局ではこれらについて登記手続きを行っていただくよう、申請者に対し、順次通知をすることにいたしました。

次に「5. 九州新幹線武雄温泉・長崎間及び佐世保線複線化区間鉄道建設に伴う平成28年度下記から平成30年度上期農地契約報告」について報告いたします。新幹線や複線化事業のために鉄道運輸機構が市内の農地を取得、借地をしたものについて、10月15日付けで事務局に報告がありました。

こちらは全国新幹線鉄道整備法の認定に基づいて行われたものですので、農地法上の転用手続きは不要とされております。

次に「6. 利用権設定業務について」報告いたします。

10月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、10月10日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、10月19日付けで更新についての文書を発送いたしました。

次に「7. 農業者年金の新規加入について」推進の報告をいたします。

10月18日に、朝日町のトレーニングファームにて、2名に対し農業者年金の制度を説明いたしました。その結果、翌19日には2名の方が新規加入をされました。

次に「8. 法人報告書の提出状況について」報告いたします。

農地所有適格法人が農地を耕作している場合や、それ以外の一般法人が「解除条件付き賃借」を行って農地を耕作している場合には、法律の規定により、毎年、事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況を農業委員会に報告する必要があります。資料には今年の4月以降の各法人からの届出状況を記載しております。

次に、「その他(1) 都市計画法に基づく用途地域について」ご説明します。都市計画法に基づき、武雄市の都市計画区域内における用途地域が資料のとおり定められております。農地転用における「農地区分」の判断では、この用途区域内の農地であれば、「第3種農地」として取り扱いますので、議案を審査する際にご参照下さい。

次に、「その他(2) 武雄都市計画道路 武雄北方線(国道34号線)について」ご説明します。国道34号線武雄バイパスについては、平成30年1月26日に、資料のとおり北方町志久まで区間延伸の都市計画決定が行われておりますので、議案を審査する際にご参照下さい。

会 長 事務局から報告がありました。皆様からお尋ね等はございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

---

### 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

---

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申

請が5件提出されております。この5件について、事務局の説明をお願いします。

**事務局** 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,854㎡。譲渡人は「耕作の効率を考えたため。」売り渡したいということです。譲受人は「現在保有している農地は用途区域で宅地化が進み、今後営農が難しくなるのが見込まれるため、用途地域外の農地を求めたい。」ということで申請をされています。土地代金は〇〇です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、合計366㎡。譲渡人は「高齢のため耕作できない。」譲受人は「自宅近くで管理しやすい。」というものです。土地代金は〇〇です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、185㎡。譲渡人は「高齢のため管理できない。」譲受人は「自宅の隣で耕作しやすい。」ということです。土地代金は〇〇です。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田2筆、1,870㎡。譲渡人は「高齢のため耕作できない。」譲受人は「自宅近くで管理しやすい。」というものです。土地代金は〇〇です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、120㎡。譲渡人は「高齢のため管理できない。」譲受人は「わのうのため、管理しやすい。」というものです。土地代金は〇〇です。

以上、申請番号1番から5番まで、5件とも判断基準を全て満たしているかと判断しています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**会長** 議案の説明が終わりました。地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。何かございませんか。

**〇〇番委員** 1番の件です。場所は〇〇です。譲受人は〇〇の方ですが、数年前に農地を売られて、また少し欲しいということで、少し遠いですが今回申請されています。

**会長** 私から3番の件ですが、今まで譲渡人が作っておりましたが高齢になり、農地の隣に家がある譲受人が買うことになりました。

**会長** 他にございませんか。(なし)。地元委員の補足説明が終わりましたので、

議案第1号について、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思いませんけれども、何かございませんか。

(質疑なし)

会 長       それでは、意見も無いようですので、議案第1号についての質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長       異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

---

#### 《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

---

会 長       次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が4件提出をされております。この4件について、事務局の説明をお願いします。

事務局       申請番号1番。農地は〇〇町の田1筆、33㎡。「平成20年頃から、亡父が自宅倉庫の一部として利用していた。」というものです。既に倉庫が建っておりますので、始末書が添付されております。

同時利用地として宅地62㎡を合せ、計95㎡で倉庫・通路その他が建っております。

なお申請地西側の農地は、今月、第5条の転用許可で申請が出されており、後でご審議いただく予定です。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。農地は〇〇町の田1筆、483㎡。「現在〇〇に住んでいるが、武雄市に自己所有の農地がある。農作業を行う際は実家を利用していたが、将来の移住を考え一般住宅を建設したい。」というものです。一般住宅、駐車場、通路その他を含め483㎡で計画されています。

こちらも、都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。農地は〇〇町の畑2筆、計320㎡。「昭和51年、平成14年の2度の増築の際から、宅地・庭園の一部として利用していた。」というものです。同時利用地の宅地を含めて、一般住宅・庭園・通路で642.43㎡で計画されております。申請地は既に庭園の一部として使用されておりますの

で、始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。農地は〇〇町の畑2筆、計1,175㎡。「県外在住で管理できなかったため、平成5年頃植林をした。」というものです。現在、杉が150本立っています。こちら、農振除外の手続済みです。すでに植林が終わっていますので始末書が添付されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、この件について地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから審議に入りたいと思います。何かございませんか。

〇〇番委員 2番の件です。申請者は〇〇の〇〇で勤務されています。1週間ごと位に実家に帰って農業をされています。実家の前に2反弱ぐらいの田んぼがあり、約4分の1を一般住宅にしたいということです。今回、子どもさんが来年から小学校に入学するので、ぜひ地元に戻ってきたいという事で計画をされています。

なお、申請地の東側は分譲地になっており、「いさかいになってはいけないから」と側溝を設けるとの事です。北側は市道ですが、20年ほど前に市が法面と田の一部を購入し「将来、市道を広げる場合は市が側溝を付ける」ことが決まっているそうです。今回埋め立てていないところも、「将来埋められた場合には市が側溝を作る」ことで調整が取れているとの事です。また、申請地の西側・南側の残った田との境界は当面、Lウォール等は置かず法面のままとし、時間をかけて埋めることで工事をすると事です。

会 長 地元委員の補足説明が終わりましたので質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 いいですか。質疑もないようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による4件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による4件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— **《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》** —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が14件提出をされています。この14件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。所有権移転。〇〇町の田2筆、計2,054㎡。「申請地は住環境に優れていて、十分に需要が望める」ということで長屋住宅への転用を申請されています。同時利用地として宅地4.37㎡を含み、長屋住宅2棟・22戸、駐車場、駐輪場、通路その他で2,058.37㎡で計画されています。申請地は先ほどの4条許可の申請番号1番の西側に隣接する農地です。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、計2,144㎡。「申請地は市街地に隣接しており、住環境も整っていて、共同住宅の需要が見込まれたため。」共同住宅への転用を申請されています。共同住宅2棟・30戸と駐車場、駐輪場、通路その他を計画されています。農振除外の手続きは済まれています。なお、申請地北側の田も平成30年10月5日に共同住宅で4条許可が出ております。

農地区分は「第3種農地になることが見込まれる区域内にある農地。」で第2種農地。許可区分の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る。」と判断しております。

申請番号3番。賃貸借権設定。〇〇町の田1筆565㎡のうち17.66㎡。「胡瓜トレーニングファームの研修棟を建設するにあたり、接道が必要となったため。」通路への転用を申請されています。幅員2メートルの通路と階段を17.66㎡で計画されています。申請地は農振農用地ですので軽微な変更の手続きを済まれています。

農地区分は「農用地区域内にある農地」ですので、許可区分の該当事項は「用途区分の変更」として許可し得ると判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の田3筆、計574㎡。「公民館の隣地



にあり、区民の運動広場及び駐車場、災害時の避難場所としても利用したい。」として多目的広場への転用計画をされています。多目的広場500㎡と駐車場5台分を574㎡で計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、208㎡。「現在アパート住まいだが、子供の成長に伴い手狭になった。将来を考え実家近くの当該地に住宅を建てたい。」として一般住宅の転用を申請されています。同時利用地として隣の宅地164.81㎡を含め、一般住宅と駐車場、通路その他で372.81㎡を計画されています。

農地区分は「水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存在する。」として第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る」と判断しております。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、603㎡。「譲渡人が市外在住のため管理ができないため、譲受人が譲り受けて太陽光発電システムを設置したい」として太陽光発電施設への転用を申請されています。太陽光パネル120枚を計画されています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号7番。使用貸借権設定。〇〇町の田1筆、795㎡。「現在3世代が離れて暮らしている。今後はお互いが子育てや、親の介護をしやすいように、隣接して一般住宅をそれぞれ建てたい。」として一般住宅への転用を申請されています。貸付人の子供さんとお孫さんの一般住宅2棟と駐車場、法面、通路・水路併せて795㎡で計画されています。農振農用地でしたので、農振除外の手続は済まれています。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の田1筆、961㎡。「申請地周辺は小学校や商業施設等、生活環境が充実した地域であるため長屋住宅を建てたい。」という転用申請です。長屋住宅3棟・12戸と駐車場、通路その他、緑地で961㎡で計画されています。

農地区分の該当事項は「〇〇市民センターより概ね300m以内の農地」ですので、第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る」と判断しております。

申請番号9番。所有権移転。〇〇町の田1筆、935㎡。「現在、建築用資材の仮置き場及び作業員駐車場が不足しているため、申請地に整備したい。また、本社敷地が道路拡張に伴い狭くなったため、従業員の駐車場としても利用したい。」という転用の申請です。

農地区分の該当事項は「〇〇市民センターより概ね500m以内の農地」ですので、第2種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る」と判断しております。

申請番号10番。所有権移転。〇〇町の田1筆、884㎡。「申請地周辺は小学校や商業施設等、生活環境が充実した地域であるため長屋住宅を建てたい。」という転用の申請です。長屋住宅2棟・10戸と駐車場、通路その他を884㎡で計画されています。

農地区分の該当事項は「〇〇市民センターより概ね500m以内の農地」ですので、第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合には許可し得る」と判断しております。

申請番号11番から14番までは、賃貸借権の設定で、一時転用です。全て〇〇の工事用地として、平成28年、29年に許可を受けておられますが、許可が平成31年1月15日で切れますので、その延長として申請をされています。4件とも貸付期間は平成31年9月15日までです。

この4件については、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」である第2種農地と「農用地区域内にある農地」が混在しております。第2種農地につきましては、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。農用地区域内にある農地につきましては、「一時的な利用に供するもの」で許可し得ると判断しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** 事務局の説明が終わりました。1番及び2番の案件につきましては、10月29日に調査委員会を行っておりますので、座長の川口委員さんから調査結果の報告をお願いします。

#### 調査委員会座長（11番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

平成30年10月29日午後1時30分から調査委員会をA班及び地元農業委員及び地元推進委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号、農地法第5条の規定による2件の申請について審議しました。

まず議案第3号、申請番号1番の「長屋住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に、「周囲の道路が狭いが、工事車両はどこから入るのか。」という質疑があり、これに対し「国道から申請地の西側の道路より入る。その道路は大型車両も入る」という回答がありました。

2点目に「今回は進入口が広いがなぜか。」という質疑があり、これに対し、「地元からの要望で、車が離合できるようにフェンスを張らないようにしている。また、道路側溝を申請地側へずらして付け直し、道路の拡幅工事を行う。」という回答がありました。

3点目に排水計画について代理人より説明があり、「道路側溝は農業用水路となっているため、北側の水路へ放流する計画である。申請人、建設課と協議は済んでいる。」とのことでした。また、「北側の水路との境界部分については、地元の要望により、管理しやすいように張りコンをする予定である。」と説明がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、議案第3号 申請番号2番の「共同住宅」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望は、

1点目に「保育所があるので工事期間は短いほうがいいと思うが、北側の転用地と同時に埋立てするのか。」という質疑があり、これに対し「北側の申請地と同時に埋立てる予定である。」という回答がありました。

2点目に「共同住宅の管理は誰がするのか。土地改良区との協議が必要になった際には誰が対応するのか。」という質疑があり、これに対し「管理や協議については、〇〇に委託する。」という回答がありました。

3点目に「入口に農業用パイプが入っているが、確認はできているのか。」という質疑があり、これに対し「地元区長さんと協議が済んでいる。流れを検査した後、コンクリートで養生する予定である。」とのことでした。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。以上です。

会 長

はい、ありがとうございました。1番及び2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番から14番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

18番委員

8番、9番、10番の案件を説明します。場所は〇〇の真裏です。隣接農地の承諾はもらっています。水路関係を地元の役員さんに確認をしてもらっていますが、問題はありませんでした。以上です。

16番委員 6番の案件を説明します。私のほうに地元委員の確認に來られました、申請地が〇〇区と〇〇区との境界付近でしたので、どちらの行政区や生産組合に所属するのか現地に行ったりして調べましたが、分かりにくくて困った経過がありました。最終的には〇〇区長と〇〇の生産組合長の承認印をもらっています。

会 長 生産組合はどちらでもいいという所があるかもしれませんが、区のほうは線引きをしてあって、管理する水路の範囲は決まっていますので、そこを管理する区長さんの印をもらう必要があると思います。

他にございませんか。地元委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による14件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 農地法第5条の規定による14件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

#### ————— 《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。

1ページをご覧ください。こちらに平成30年度第8号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町（なし）

橘町。 田。新規、 1件、 13筆、 6,699㎡。  
再設定（なし）

橘町。 畑 (なし)

朝日町。 田。新規、 1件、 2筆、 3,997 m<sup>2</sup>。  
再設定、 3件、 3筆、 6,000 m<sup>2</sup>。

朝日町。 畑 (なし)

若木町 (なし)

武内町 (なし)

東川登町。田。新規 (なし)  
再設定、 7件、 17筆、 24,655 m<sup>2</sup>。

東川登町。畑 (なし)

西川登町 (なし)

山内町。 田。新規、 2件、 11筆、 8,264 m<sup>2</sup>。  
再設定、 2件、 2筆、 1,446 m<sup>2</sup>。

山内町。 畑。新規、 1件、 1筆、 125 m<sup>2</sup>。  
再設定 (なし)

北方町。 田。新規 (なし)  
再設定、 2件、 6筆、 11,412 m<sup>2</sup>。

北方町。 畑 (なし)

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については13ページ以降に記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**会 長** はい、事務局の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

**会 長** よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成30年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

————— 《議案第5号 農業振興地域内 農用地からの除外》 —————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の高木と申します。議案第5号の説明をいたします。農業振興地域内、農用地からの除外について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第2条の2第2項の規定により、農業委員会からのご意見を伺いたいと考えております。

今回は、農用地からの除外が15件ございますので、概要をご説明申し上げます。

1番。太陽光発電施設。除外場所は〇〇町大字〇〇の3筆。除外面積が畑4,204㎡。除外を必要とする理由は「太陽光発電施設に必要なまとまった面積であり、日照条件、周辺住民や農地への影響を考慮し、代替地なし。」となっております。

2番。太陽光発電施設。1番に隣接した場所の〇〇町大字〇〇の畑、1,089㎡。申請理由については、1番と同じです。

3番。植林。〇〇町大字〇〇の田61㎡、畑1,815㎡。「高齢により営農継続が困難なため、スギを植林する。」となっております。

4番。携帯電話無線基地局。〇〇町大字〇〇の田の一部9㎡。「付近の電波状況改善のため。」となっております。

5番。携帯電話無線基地局。〇〇町大字〇〇の畑の一部4㎡。「付近の電波状況改善のため。」となっております。

6番。集合住宅3棟。除外場所は7番と同じ農地になります、〇〇町大字〇〇の田の一部1,866㎡。「両親の高齢化や近隣農地の市街地化に伴う営農規模縮小と集合住宅経営を検討し、代替地なし。」との事です。

7番。会社事務所および倉庫。除外場所は先ほどの6番と同じ農地で、〇〇町大字〇〇の田の一部1,268㎡。「ビル総合管理業を営んでいるが、交通の利便性が高く商業施設へのアクセスが容易な場所を検討し、代替地なし。」との事です。

8番。駐車場及び大工作業場。〇〇町大字〇〇の畑、274㎡。「作業場がある借地を返却する必要が生じたため、自宅から近く国道沿いの利便性が高い場所を検討し、代替地なし。」との事です。

9番。事業用駐車場。〇〇町大字〇〇の田、770㎡。「事業で使用する積載車やレンタカーに使用する駐車場を返却する必要が生じたため、緊急対応や防犯を考慮し自宅近くを検討、代替地なし。」との事です。

10番。太陽光発電施設。〇〇町大字〇〇の田948㎡、畑90㎡。「太陽光発電施設に必要なまとまった面積であり、日照条件、周辺住民や農地への影響を考慮し、代替地なし。」との事です。

11番。残土処分場・植林。〇〇町大字〇〇の田2,325㎡。「残土処分場用地として10年ほど前から転用済みのため、始末書を付して申請され、代替地なし。なお、満杯後には植林を行う。」との事です。

12番。店舗用地。〇〇町大字〇〇の田151㎡。「除外場所横にエステと雑貨屋の複合店舗建設を計画、除外場所に附属施設（オープンテラス）設置を行う目的であり、代替地なし」との事です。既に転用済みの農地の隣の農地を拡大したいがそこが農振地だったため、今回申請されています。

13番。一般住宅。〇〇町大字〇〇の畑810㎡。「現在居住している賃貸住宅が子の成長に伴い手狭になったため、同地区内に住宅建築を検討、代替地なし。」との事です。

14番。一般住宅。〇〇町大字〇〇の田413㎡。「現在居住の住宅老朽化に伴う現地建て替えを検討したが、周囲が山林のため日照不足による多湿のため断念。近隣の引っ越しを検討し、代替地なし。」との事です。

15番。大型自動車及び建機の整備棟。〇〇町大字〇〇の田4,752㎡。「現在使用している整備場では手狭のため、増設を計画。現在の隣接地への建設を検討。代替地なし。」との事です。

以上、15件について説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、質疑を開始します。

〇〇番委員 15番の件です。導水管が入っていると思いますが、許可は取っていますか。

**農林課** 申請者が白石町土地改良区に対して「埋設水路の上に構造物は設置しない」。また、「付近に構造物を設置する場合にも、事前に連絡をする」という内容の誓約書を出しておられ、その写しを申請書に付けておられます。

**〇〇番委員** 4番、5番の携帯無線基地局は、農振除外の許可があった後に、農地法第4条や第5条の転用申請があるのでしょうか。

**事務局** 許可不要届を出していただいています。

**〇〇番委員** では除外をすればすぐ工事にとりかかっていいということですね。分かりました。

もう一点ですが、多面的機能支払や中山間地域等直接支払いに該当「有」の場合、除外になった後で、地域の代表者に対し農林課から連絡があるのでしょうか。

**農林課** 多面的にしろ中山間地にしろ、申請地が受益地になっていれば、除外申請書の中に「返還が生じた場合には変換します」ということで、誓約書を書いていたものを、添付書類として求めております。多面にしろ中山間地にしろ農振地というのが条件になっておりますので、除外をして農振地から外れることによりその要件を失います。

**会 長** 既に農林課から今年度の金額は通知が来ております。その後に変更があった場合には調整をしますと通知があります。

**〇〇番委員** 自分も過去に中山間地の代表者になったことがありましたが、その時にはそういうことがなかったので質問しました。了解しました。

**会 長** 農振除外のスケジュールはどうなっていますか。

**農林課** 通常の流れとしては申請が出された場合、農業委員会、JA、場所によっては土地改良区という3者に意見を聞いて、支障がないという意見をいただければ、今度は事前協議ということで県に提出をします。県で審査をして、県から「進めて下さい」という通知がくれば、公告・縦覧の手続をとります。30日の公告期間と15日の異議申立期間を設けます。

異議がなければ県に本申請をします。県で本申請を審査をして「いいですよ」と通知がくれば、公告をしたうえで決定ということになります。

今まででしたら農業委員会に意見を求めて、「いいですよ」ということになれば、だいたい4か月ぐらい見込んでおけば、最後の除外手続きまで行っておりました。

今年の現状を申しあげますと、今年の6月に受付をして農業委員会に意見照会をしたものが、まだ完了しておりません。6月分が終わらなければ、9



月分の事前申請が出せないようになっておりますので、今回の分について何月頃という事は詳細には申せません。

〇〇番委員 10番の太陽光の件ですが、申請が提出されたのはいつでしょうか。私は知らなかったもので。

農林課 今回の分は9月10日に締め切っております。

〇〇番委員 この時点では、農業委員の承諾印は要らないわけですね。

会 長 農振除外の時点では要りません。何か月後に除外がされた場合には、総会のときに「除外がなされた」というお知らせを事務局から委員にしますので、それ以降に、4条とか5条の農地転用の申請のために農業委員さんのところに確認印を取りに来られるという流れになります。

ほかにございませんか。(なし)。ほかに無いようですので質疑をとどめます。議案第5号「農業振興地域の内、農用地からの除外に対する意見」については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに決しました。

---

### 《議案第6号 非農地証明》

---

会 長 次に議案第6号を議題といたします。武雄市非農地証明について、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 申請番号1番。〇〇町の畑1筆、249㎡。「平成6年に農業用倉庫を建設し、敷地内はコンクリート舗装がなされている。」ということです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。〇〇町の畑1筆、844㎡。「15年ぐらい前までは近隣の方に管理してもらっていたが、高齢のためできなくなり荒廃していった。」ということです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、

かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号3番、〇〇町の畑3筆、計229㎡。「昭和59年10月より自宅への進入路の拡幅用地や保安林への通路として利用していた。また、平成3年に復旧治山事業が行われ、擁壁となった部分もある。」というものです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。議案第6号について地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(補足説明なし)

会 長 無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 私からです。1番の案件は20年以上前からコンクリート舗装がされていたとの事ですが、固定資産税の現況はどうなっていますか。

事務局 固定資産の課税地目は農地以外になっています。

会 場 非農地証明の議案に現況地目の記載がありませんので、他の議案と同様に記載を検討して下さい。

ほかにございませんか。(なし)。意見も無いようですので、質疑をとどめます。

議案第6号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。  
よって、議案第6号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

《報告第1号 農地等形状変更届出について》

- 会 長 以上で審議事項は終わり、報告事項に移ります。  
報告第1号「農地等形状変更届出について」2件の報告が提出されています。この2件について、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 届出番号1番。土地は〇〇町の田1筆、849㎡です。変更内容は「大雨等の際に山から水が流れてきて、耕作ができないため、かさ上げをして花木を植えたい。」ということで、田をかさ上げして畑へ転換する届出です。変更時期は平成30年11月10日から平成31年3月31日までです。かさ上げの高さは2m、土量は1600㎡。施工業者は〇〇建設です。
- 届出番号2番。〇〇町の田1筆、211㎡。「水はけが悪く、耕作しにくい」ため、田をかさ上げして畑に転換する届出です。変更時期は平成30年9月17日から平成30年12月25日までです。こちら、既に工事に入られており、農地パトロールの際に指導いただき、その結果届出があつているという事です。かさ上げの高さは0.3m、土量60㎡。施工業者は〇〇建設です。変更後は野菜を作られるということで報告があつております；  
以上報告いたします。
- 会 長 はい、この件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、お願いします。
- 〇〇番委員 2番の件です。説明があつたとおり、水はけが悪いので、変更されます。
- 会 長 地元委員の説明が終わりましたので、報告第1号「農地等形状変更届出について」、質疑があれば出していただきたいと思います。何かございませんでしょうか。
- 〇〇番委員 1番の件です。「花」だったら畑になるのでしょうか。「木」だったら山林になるのでしょうか。
- 事務局 農地として認められるのが、肥培管理といいますか、「花」や「木」きちつと管理をして育てるのが農地の定義になっております。放置されている木であれば雑木となります。栗の木やカキの木を畑に植えられて、きちつと管理をしていれば畑と考えることができます。
- 会 長 桃、栗、柿、梅など収穫をするものは農地と考えてよいと思います。判断に迷う場合は事務局に尋ねてください。  
これは報告事項ですので、このあたりで質疑をとどめます。

---

《閉会》

I